

待遇に関する事項等の説明方法

資料4

1. 検討の方向性（部会における議論を踏まえて事務局にて整理した考え方）

- ① 当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込み
⇒ 書面の交付、FAX又は電子メール
- ② 待遇に関する事項（賃金の額の見込みを除く。）、事業運営に関する事項及び労働者派遣に関する制度の概要
⇒ 書面の交付、FAX、電子メール等

2. 具体的な説明方法（賃金の額の見込み関係）

- 労働者の能力・経験・職歴・保有資格等を考慮し、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合の賃金額の見込み（一定の幅があっても構わない。）を説明すればよい。
 - ※ 具体的な賃金額については、労働契約の締結時に文書にて再度明示。
- なお、電子メールにより説明する場合には、メールの中で賃金額の見込みを明記する。
 - ※ 当該労働者が派遣労働者として特定の業務に従事した場合における賃金額の見込みを記載すればよく、その方法としては、派遣元事業主のホームページの特定の画面に記載されている賃金額の見込みをコピーして貼り付けることで可とする。
ただし、メールの中でホームページのリンク先を明示することによって賃金額の説明に代えることについては、当該リンク先がリンク切れとなる可能性も十分に考えられるため、原則として認めない。

(参考) 具体的な説明方法のイメージ

【例 1】

- 40歳女性、ホームヘルパー 2 級の資格あり、実務経験 5 年
- 週休二日の施設内介護職員を希望

⇒ 賃金額の見込みは、月給で150,000～210,000円です。

(注) 当派遣元事業主で派遣労働者として雇用した場合に、あなたの資格・実務経験等を考慮して現時点で想定される賃金額の見込みであり、実際の賃金額はこれとは異なる場合があります。

【例 2】

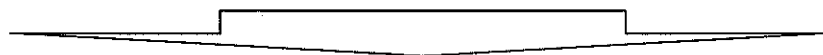
- 30歳男性、資格なし
- 週休二日の携帯電話の販売業務を希望（携帯電話の販売の実務経験なし）

⇒ 賃金額の見込みは、月給で160,000～220,000円です。

(注) 当派遣元事業主で派遣労働者として雇用した場合に、あなたの資格・実務経験等を考慮して現時点で想定される賃金額の見込みであり、実際の賃金額はこれとは異なる場合があります。

【例 3】

- 25歳女性、資格なし
- 週休二日の一般事務を希望（一般事務の実務経験 1 年）



- ・ 派遣先が××地区となる場合の賃金額の見込みは、月給で160,000～180,000円です。
- ・ 派遣先が△△地区となる場合の賃金額の見込みは、月給で150,000～160,000円です。

（注）当派遣元事業主で派遣労働者として雇用した場合に、あなたの資格・実務経験等を考慮して現時点で想定される賃金額の見込みであり、実際の賃金額はこれとは異なる場合があります。